

「川場村第5次総合計画」意見提出用紙

※ 提出する場合は、必ず氏名、住所、電話番号をご記入下さい。

氏 名 (団体等の名称・代表者名)	
住 所 (団体等の所在地)	
電話番号	
意見者の区分 (いずれかに○)	1. 村内に住所を有する者 2. 村内の事務所等に勤務する者 3. 村内の事務所等を有する個人及び団体等

※ あてはまる項目(章)にご記入ください。ご意見のある項目のみの記入で差支えありません。

第2編 「基本構想」(基本構想案P1からP6)

該当箇所 (ページ) (行目)	意 見 欄

第3編 基本計画 「第1章 魅力あふれる 新時代を見据えたむら」(基本計画案P1からP14)

該当箇所 (ページ) (行目)	意 見 欄

第3編 基本計画 「第2章 豊かな自然と 共生するむら」(基本計画案P15からP20)

該当箇所 (ページ) (行目)	意 見 欄

第3編 基本計画「第3章 地域特性を活かし うるおいと活力のあるむら」(基本計画案P21からP29)

該当箇所 (ページ) (行目)	意 見 欄
-----------------------------------	-------

第3編 基本計画「第4章 人と人が支え合い 誰もが幸せを感じるむら」(基本計画案P30からP33)

該当箇所 (ページ) (行目)	意 見 欄
-----------------------------------	-------

第3編 基本計画「第5章 多様性を認めあい 人を育て文化が磨かれるむら」(基本計画案P34からP37)

該当箇所 (ページ) (行目)	意 見 欄
-----------------------------------	-------

※ この用紙に限らず、任意の用紙でも結構ですが、氏名・住所・電話番号は忘れず記入してください。

※ ご意見以外の項目(氏名・住所・電話番号)は、公表いたしません。

※ いただいたご意見等に直接回答は致しませんので、あらかじめご了承ください。

※ 注意事項

- 1 電話や口頭によるご意見はお受けしておりませんので、あらかじめご了承ください。
- 2 いただいたご意見への個別回答は致しません。後日、募集の結果とともに、それに対する考え方をホームページにて公表します。
- 3 公表の際は、ご意見の内容以外の項目(氏名・住所・電話番号)は掲載しません。
- 4 提出された書面(意見用紙等)は返却しません。
- 5 パブリックコメントの実施は、具体的で建設的なご意見を収集する目的で行います。募集とは関係のない意見などについては、取り扱いません。
- 6 提出いただいたご意見などは、川場村個人情報保護条例に基づき、適正に管理します。川場村では、むらづくりの基本理念や取り組むべき施策などを定めた最上位の計画である「川場村第5次総合計画」に基づき、様々な事業や取組を進めています。